

イマザピルに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】 大麦の残留基準を0.7ppm とすることに反対である。 もっと低値にすべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、残留データが明らかでない国際基準0.7ppm が採用されている。</p> <p>2、残留基準0.7ppm より低い暴露量0.175ppm で、TMDI が算出されている。残留実態にみあうよう、もっと低値にすべきである。</p> <p>【意見2】 2015年のパブコメで、大豆の残留基準5ppm が、高すぎるとして、反対したが、基準値はすえおかれている。再度、もっと低値にすることを求める。</p> <p>[理由]</p> <p>1、日本では使用できないイミダゾリノン系除草剤耐性遺伝子組み換え大豆が残留試験に使用されている</p>	<p>【回答1】</p> <p>今回の残留基準の改正は、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知（最終改正令和元年10月30日付け生食発1030第1号））に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、日本における適用作物でなくとも、輸入される可能性のある食品については国際基準や海外における作物残留試験結果等を参考に設定しています。このように設定した残留基準についても、長期及び短期暴露評価を行い、安全性を確認しています。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000562333.pdf</p> <p>なお、今回の大麦の残留基準については、国内の農薬登録がなく、国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO又はWHOのwebサイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p>http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/</p> <p>【回答2】</p> <p>大豆の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。</p> <p>また、大豆の残留基準については、国内の農薬登録がなく、国際基準であるコーデックス基準に基づ</p>

<p>ことを批判したが、GMOと非GMO大豆での残留量の違いが不明である。</p> <p>2、TMD I への大豆の寄与率が国民全体区分で93%を占める。</p> <p>【意見3】 下記の畜産物の残留基準を0.2ppmとすることに反対である。もっと低値にすべきである。 [共通理由] 1、飼料作物に残留するイマザピルが、家畜等に移行すると思われるが、MDB 又は STMR dietary burden と家畜残留試験(イマザピル含有ゼラチンカプセルを餌に添加した強制経口投与試験)結果から、畜産物中の推定残留濃度を算出したにすぎない。残留実態を調査し、基準に反映させるべきである。 2、現行基準は牛の腎臓0.2ppm 以外は0.05ppm であり、国際基準0.2ppm に緩和すべきでない。 (1)牛、豚、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 0.2ppm (2)牛、豚、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 0.2ppm (3)牛、豚、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 0.2ppm</p>	<p>き設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定) により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO又はWHOのwebサイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。 http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/</p> <p>本剤に限らず、長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量 (ADI) の80%の範囲内に収まることを確認しています。また、全ての食品において、一生涯にわたり、残留基準の上限まで本剤が残留した食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p> <p>【回答3】 本剤の畜産物の残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定) により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO又はWHOのwebサイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。 http://www.fao.org/agriculture/crops/core-themes/theme/pests/lpe/en/</p>
---	---

【意見4】

摂取推定量の算出において、残留基準ベースのTMDIだけでなく、基準より暴露量を低値にしたEDIを求め、対ADI比を、下表のように低くみせかけているが、残留実態を反映した基準にすべきである。

たとえば、

小麦：残留基準0.7ppm→ 暴露量0.175ppm、

大豆：5ppm→0.69ppm、小豆：0.3ppm→0.07ppm、

なたね：0.05ppm → 0、肉類；0.05ppm→ 0、

乳類/家禽肉類/卵：0.01ppm→ 0。

区分	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
推定 摂取 量								
μg/ 人/ day	209.4	28.3	114.1	15.2	175.5	23.7	242.6	33.1
ADI比 (%)	0.1	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0

【回答4】

理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会（当時）の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

5

【意見5】

大麦の基準値案が多過ぎるように思われるので、反対である。

小麦程度に抑える方がよいのではないか。

主食の一部となるような穀物において、この値は許容すべきではないのではないかと考える。

（なお、大豆についても引き下げの方が適切であると考える。）

【回答5】

大麦の残留基準については【回答1】を御参照ください。また、大豆については、【回答2】御参照ください。

オキシロニック酸に関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>下記の食品の残留基準を ppm 以上に設定することに反対である。もっと、低値にすべきである。</p> <p>(1) だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 15ppm [理由]</p> <p>1、残留試験 10 事例で、最大残留値 6.9ppm であるが、7 事例で、2ppm 以下である。</p> <p>2、現行基準 10ppm でも、高すぎるのに、さらに、緩和している。</p> <p>(2) レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。） 6ppm [理由]</p> <p>1、レタスの残留試験 4 事例で、散布 7 日後の最大残留値 1.78ppm である。</p> <p>2、リーフレタスの残留試験 4 事例で、最大残留値 1.22ppm であり、たちししゃ 2 事例での最大残留値は、0.44ppm である。</p> <p>3、現行基準 5ppm でも、高すぎるのに、さらに、緩和している。</p> <p>(3) ねぎ（リーキを含む。） 4ppm [理由]</p> <p>1、根深ねぎの残留試験 2 事例で、最大残留値 1.47ppm、である。</p> <p>2、葉ねぎの残留試験 2 事例で最大残留値 1.10ppm である。</p> <p>3、現行基準 3ppm でも、高すぎるのに、さらに、緩和している。</p> <p>(4) もも（果皮及び種子を含む。） 5ppm [理由]</p> <p>1、ももの果実の残留試験 2 事例で、散布 7 日後の最大残留値 1.71ppm である。</p> <p>2、ももの果肉の残留試験事例で、散布 7 日後の最大残留値 0.09ppm である。</p> <p>3、もも果皮の 2 事例での最大残留値は:10.6ppm である。</p> <p>(5) あんず（アプリコットを含む。） 30ppm [理由]</p>	<p>【回答 1】</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年 7 月 30 日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf</p> <p>御指摘の食品の残留基準については、国内における使用方法で実施された作物残留試験成績から、上記の基本原則の考え方に基づいて基準値を設定しています。</p> <p>なお、あんずについては、小粒核果類として農薬登録があることから、同じくこの小粒核果類に含まれるうめの作物残留試験成績に基づいて、基準値を設定しています。</p>

<p>あんずの残留データはなく、うめ(不適切な残留試験で最大残留値 10.6ppm)が参照とされている。</p> <p>(6)うめ 30ppm</p> <p>[理由]</p> <p>残留試験4事例で、最大残留値 10.6ppmである。他の3事例では、0.89、1.03、3.41ppmで、バラツキが大きすぎる。残留試験をやり直すべきである。</p> <p>(7)茶 20ppm</p> <p>[理由]</p> <p>1、荒茶の残留試験2事例で、散布7日後の最大残留値 12.6ppmである。</p> <p>2、浸出液の残留試験2事例で、散布日後の最大残留値 6.22ppmである。</p> <p>【意見2】</p> <p>いままでのパブコメで、当該食品の残留データが不明であったり、最大残留値よりも高すぎる等の理由で、下記の食品の残留基準に反対してきたが、残留実態も示されず、いぜんとして据え置かれている。より低値にすべきである。</p> <p>(1)はくさい 2ppm</p> <p>(2)キャベツ 2ppm</p> <p>(3)チンゲンサイ 2ppm</p> <p>(4)その他のあぶらな科野菜 5ppm</p> <p>(5)パセリ 3ppm</p> <p>(6)ピーマン 3ppm</p> <p>(7)かぼちゃ(スカッシュを含む。) 2ppm</p> <p>(8)その他のハーブ 2ppm</p> <p>【意見3】</p> <p>オキシロニック酸系製剤は、動物用医薬品として、家畜や魚類に使用されるが、下記に示す畜産及び魚介類の基準に反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1)牛の筋肉 0.1ppm</p> <p>[理由]子牛の飼料添加乳の経口投与試験5事例で、投与5日後の最大残留値 0.036ppmである。</p> <p>(2)牛の肝臓 0.1ppm</p> <p>[理由]子牛の飼料添加乳の経口投与試験5事例で、投</p>	<p>【回答2】</p> <p>御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。</p> <p>【回答3】</p> <p>鶏の食用部分の残留基準については、動物用医薬品としての使用方法で実施された残留試験成績から、個体差や飼育条件等の変動要因を考慮して基準値を設定しています。なお、食用部分については、多様な部位が含まれることから、残留試験が実施された部位の試験結果のうち最も高い値を基に基準値を設定しています。このように設定した残留基準についても、暴露評価を行い、安全性を確認していま</p>
--	---

<p>与 5 日後の残留値 0.053ppm である。</p> <p>(3) 牛の腎臓 0.1ppm [理由] 牛の飼料添加乳の経口投与試験 5 事例で、投与 5 日後の最大残留値 0.053ppm である。</p> <p>(4) 牛の食用部分 0.1ppm [理由] 食用部分の残留試験データは不明で、肝臓と腎臓が参照されている。</p> <p>(5) 鶏の脂肪 0.1ppm [理由] 連続経口投与試験 3 事例で、投与 5 日後の残留値 0.06ppm である。</p> <p>(6) 鶏の食用部分 0.1ppm [理由] 1、鶏の脂肪試験が参照されている。 2、現行基準 0.06ppm が緩和されている。</p> <p>(7) 魚介類（さけ目魚類 6 に限る。） 0.1ppm [理由] 1、アユの経口投与試験 1 事例で、投与 14 日後の残留値は<0.10ppm である。 2、ニジマスの経口投与試験 2 事例で、投与 21 日後の残留値は<0.02ppm である。</p> <p>(8) 魚介類（うなぎ目魚類に限る。） 0.1ppm [理由] うなぎの薬浴試験 1 事例で、投与 25 日後の残留値は<0.10ppm である。</p> <p>(9) 魚介類（すずき目魚類に限る。） 0.06ppm [理由] ぶりの経口投与試験 5 事例で、投与 16 日後の残留値は<0.06ppm である。</p> <p>(10) 魚介類（その他の魚類 7 に限る。） 0.05ppm [理由] コイの経口投与試験 5 事例で、投与 28 日後の残留値は<0.05ppm である。</p> <p>(11) 魚介類（甲殻類に限る。） 0.03ppm [理由] クルマエビの経口投与試験 1 事例で、投与 30 日後の残留値<0.03ppm である。</p> <p>【意見 4】 全体的に基準が高く、残留実態を調査し、より低値にすべきである。 [理由] 1、ラットの慢性毒性/発がん性併合試験で、精巣間細胞腫の増加が認められている。メカニズム試験の結果から、非遺伝毒性メカニズムによるものとされた</p>	<p>す。</p> <p>なお、牛の筋肉、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分、鶏の脂肪、魚介類（さけ目魚類に限る。）、魚介類（うなぎ目魚類に限る。）、魚介類（すずき目魚類に限る。）、魚介類（その他の魚類に限る。）及び魚介類（甲殻類に限る。）の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。</p> <p>【回答 4】 本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、ラットを用いた発がん性試験において、精巣間細胞腺腫の発生頻度増加が認められたが、種々のホルモン測定を主体にした試験の結果、精巣への直接作用ではなく、視床下部のドーパミン作用性神経系を介した精巣への刺激</p>
--	--

が、このような毒性を有する農薬は、残留基準を低くし、出来るだけ摂取量を減らすべきである。

2、推定摂取量 TMDI の対ADI比が、下表のように、4区分でしめされており、いずれも安全の目安の80%以下であるが、幼児と高齢者での比率が60%に近い。

TMDIへの寄与率の高い食品は、茶で、国民全体区分で24%、ついで、レタス11%、米とキャベツ9%、うめ8%がつづく。

残留基準より低い暴露量を仮定して、EDIが算出され、対ADIを低く見せている。たとえば、

米：残留基準0.3ppm→暴露量0.07ppm、だいこんの葉：15ppm→4.27ppm、キャベツ：2ppm→0.3ppm、レタス：6ppm→1.315ppm、うめ：30ppm→3.983ppm、茶：20ppm→6.175ppm、

残留の実測値がひくければ、残留基準を実態に即するよう見直しで、低値にする方が、国民の安心・安全につながる。

区分	国民全体		幼児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg/人/day	542.0	136.7	203.5	49.8	448.5	113.4	668.7	170.7
ADI比(%)	46.8	11.8	58.7	14.4	36.5	9.2	56.8	14.5

3、短期摂取量ESTIの算出においても、国民全体区分では10食品の、幼児区分では7食品の暴露量が残留基準より低値になっている。たとえば、

米：残留基準0.3ppm→暴露量0.07ppm、だいこんの葉：15→6.90、キャベツ：2→0.7、レタス：6→2.67、うめ：30→10.6、茶：20→6.175。

4、短期推定暴露量ESTIの対ARfDが高い食品は、国民一般区分で、だいこんの葉*：100%、たかな：70%、はくさい：40%、

により生じた二次的発がんの可能性が高いと考えられ、「ラットの精巣に認められた間細胞腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、一日摂取許容量(ADI)が設定されています。また、ADIの設定については、ヒトの個体差も考慮されているものと承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。

<https://www.fsc.go.jp/fscii/evaluationDocument/show/kya20190319055>

長期暴露評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品の一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。

また、理論最大一日摂取量(TMDI)方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会(当時)の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

	<p>レタス類*/かぼちゃ：30%、チンゲンサ*/菜花/ズッキーニ/うめ*：20%、 幼児区分で、うめ*：60%、 はくさい/かぼちゃ：50%、レタス類*：40%、 ピーマン：30%、キャベツ*/ねぎ*/もも：20%、 *は、暴露量を残留基準値より低値としている。 ちなみに、わたしたちは、個別食品ごとに、対ARFD比が10%を超えないことをめざしている。</p>	<p>短期推定摂取量（ESTI）の評価については、一般及び幼児（妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARFD）が設定された場合には、当該集団を含む。）の各集団について、残留基準が設定されるそれぞれの食品ごとに、その最大摂取量（短期間に大量に摂食した場合として、97.5パーセントイル値（100人中3～4番目に多く食べる人の量に相当する摂食量）を用いて農薬の一日最大摂取量を推定し、ESTI/ARFDが100%を超えないことを確認しています。詳細については、平成26年11月27日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-111210-00-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</p>
5	<p>【意見5】 「ラットの精巢に認められた間細胞腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能である」としているが、発生機序が遺伝毒性によるものであろうがなかろうが、腫瘍発生のリスクを高めることに変わりはない。よって、量の大小に関わらず一律に残留禁止とするのが、国民の健康を第一に考えれば当然の処置と考えられるが、なぜそうしないのか？</p>	<p>【回答5】 発がん性の考え方については、【回答4】を御参照ください。 厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p>

トルピラレートに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>とうもろこしの残留基準を0.05ppmとすることに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>1、ラットの2年間発がん性試験で、角膜の扁平上皮乳頭腫及び扁平上皮癌が認められたが、非遺伝毒性メカニズムとされている。このような農薬は出来るだけ、残留基準を低値にすべしである。</p> <p>2、乾燥とうもろこし、未成熟とうもろこしの各残留試験5事例で、最大残留値は本体<0.01ppm、代謝物<0.02ppmである。</p> <p>3、推定摂取量の算出で、残留基準0.05ppmより低値の暴露量0.01ppmでEDIが求められている。実測残留量にみあう基準にすればよい。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）から残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、令和元年7月30日付け農薬・動物用医薬品部会資料「食品中の農薬の残留基準値設定の基本原則について」を御覧ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000543163.pdf</p> <p>本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「ラットを用いた2年間発がん性試験において、角膜の扁平上皮乳頭腫及び扁平上皮癌が認められたが、持続的な炎症によるものと考えられるとともに、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として一日摂取許容量（ADI）が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20190523010</p> <p>理論最大一日摂取量（TMDI）方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会（当</p>

		<p>時)の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量(EDI)方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については以下を御覧ください。</p> <p>http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>「ラットを用いた2年間発がん性試験において、角膜の扁平上皮乳頭腫及び扁平上皮癌が認められたが、持続的な炎症によるものと考えられるとともに、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能」としているが、持続的な炎症をもたらしたきっかけがこの物質であることからすると、これも残留禁止にすべきものと考えられる。</p>	<p>【回答2】</p> <p>発がん性の考え方については、【回答1】を御参照ください。</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。</p>

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>なぜ、残留農薬の基準をあげるのか、理解できない。理由が全く国民に示されていない。しれっと何かを勝手に決められていて不快にしか感じられない。健康被害が全くないと確認されているのか？研究結果をきちんと一緒に提示すべきではないか。日本は他国と比べて感がられない数の食品添加物がある。まともに考えておかしくないか？先進国ではもはやない日本だとはいえ、最低限食べるものに関してはまともにすべきではないか。反対である。</p>	<p>【回答1】</p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、農薬・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>イマザビル、オキシロニック酸及びトルピラレート の残留基準の設定に係る資料については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び食品安全委員会の食品健康影響評価を御確認ください。 (農薬・動物用医薬品部会の資料) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11301.html (農薬・動物用医薬品部会の議事要旨) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12042.html</p> <p>イマザビル (食品健康影響評価) http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20191009076</p> <p>オキシロニック酸 (食品健康影響評価) http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20190319055</p> <p>トルピラレート (食品健康影響評価) http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20190523010</p> <p>また、食品添加物についても、科学的知見に基づき、人の健康に悪影響を生じないように規制をしております。詳細については、以下の厚生労働省のホームページを御確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuten/index.html</p>
2	<p>【意見2】</p>	<p>【回答2】</p>

	<p>今回の食品中の農薬等残留基準設定の中で、基準が緩和されるものに対して断固として、反対する。</p> <p>イマザピル、オキシロニック酸、トルピラレートについて、これまでの動物実験での試験期間も数年程度で短く、これから何十年と長い年月をかけて摂取していく人体にとって、また、特に成長過程にある子ども達の体にどのような影響を及ぼすのか、安心安全とは言えないことが挙げられる。</p> <p>特に、オキシロニック酸は動物実験で二次的とはいえ発がんが認められた点。そして、トルピラレートでも、2年間の発がん性試験で角膜の異常が認められたのであれば、閾値を設定するのではなく、基準の緩和ではなく、基準値を更に低く厳しいものにするべきである。国民一人一人には、家族や子供、大事な人たちが、それぞれに存在している。こうした農薬残留の食品は、日々の食生活で避けようとしても、どうしても、甘味料や調味料などで、口に入ってきてしまうと思われる。国民、そして、一人一人が大事にしている身近な人たちや、子どもの未来を守るため、農薬等の残留基準の設定を緩和しようとする、近年の政府の動向にも反対する。</p>	<p>農薬の残留基準設定等については【回答1】を御参照ください。</p> <p>オキシロニック酸の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価において、「ラットの精巢に認められた間細胞腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、また、トルピラレートの発がん性についても、同評価において、「ラットを用いた2年間発がん性試験において、角膜の扁平上皮乳頭腫及び扁平上皮癌が認められたが、持続的な炎症によるものと考えられるとともに、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、いずれも、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量としてADIが設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>グリホサート農薬に代表される、農薬の健康に有害な物質の基準を下げるのは、常軌を逸している。日本人の生命身体への影響に配慮し、そもそも禁止すべきものである。したがって、食品、添加物等の規格基準の緩和等、論外であり、むしろ強化もしくは禁止するのが、政府の役目であると考えます。</p>	<p>【回答3】</p> <p>農薬の残留基準設定等については【回答1】を御参照ください。</p>
4	<p>【意見4】</p> <p>現状の残留基準設定は厳しくしてほしい。</p> <p>国民の健康安全を守るため、基準強化が不可欠であることを強く要望する。</p>	<p>【回答4】</p> <p>農薬の残留基準設定等については【回答1】を御参照ください。</p>
5	<p>【意見5】</p> <p>「イマザピル」と「イマダピル」は似ている。</p> <p>緊急避妊ピルは「今すぐ飲む必要があるピル」で「今だピル」である。</p> <p>「イマザピル（農薬）」の知識がある人が「イマダピル（緊急避妊ピル）」を飲むのは名前が似ているので</p>	<p>【回答5】</p> <p>「イマザピル」は海外も含め一般的な名称として用いられていること等から、当該名称で残留基準を設定することとします。</p>

	抵抗がある。この機会にイマザピルの名前を変更してほしい。	
6	<p>【意見6】</p> <p>反対である。農薬の基準の緩和をしすぎである。海外では禁止されているものを、添加物として使用可能にするなど言語道断。日本人なんて死ねばいいと思っているのではないか？小さい子供がいる。安全なものを食べさせたい。他のものについても緩和ではなく厳しくしてほしい。人間の心があるなら本当に切に願う。</p>	<p>【回答6】</p> <p>農薬の残留基準設定等については【回答1】を御参照ください。</p>
7	<p>【意見8】</p> <p>農薬基準を緩和することは反対である。</p>	<p>【回答7】</p> <p>農薬の残留基準設定等については【回答1】を御参照ください。</p>
8	<p>【意見8】</p> <p>現行基準値が、0.05 だったものが、なぜ0.7 とか0.2 とか14倍、4倍に引き上げられるのか必要性がわからない。国民に健康に影響があるので、現行のままでお願いします。</p>	<p>【回答8】</p> <p>今回の残留基準の改正は、農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことや、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、作物残留試験結果や国際基準であるコーデックス基準に基づき残留基準を設定したものであり、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう残留基準を設定しています。</p>
9	<p>【意見9】</p> <p>諸外国における状況を調査したのであれば、国ごとの基準値を一覧にして公表すべき。国民の知る権利を保障し、自主的に摂取しない等の選択を可能にするため。</p>	<p>【意見9】</p> <p>諸外国の農薬・動物用医薬品の残留基準については、関連情報のホームページ上のリンクにある国立医薬品食品衛生研究所のホームページに掲載しているので御参照ください。</p> <p>http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/chemical/pst/mrl-link.html</p> <p>なお、国により害虫の種類や気候風土等が異なり、各国間で農薬の使用方法も異なることから、同じ食品であっても国によって残留基準値が異なる場合がありますが、いずれにしても、参考資料にも記載の</p>

		<p>とおり、本邦の農薬の残留基準は、厚生労働省において、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂取量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p>
10	<p>【意見10】 イマザビル、オキシリニック酸、トルピラレート、以上3品目の残留基準の緩和に反対する。 子どもには、安心安全な食品を食べて欲しいからである。特に、イマザビルは、もともと海外では禁止農薬である。それを収穫してから使ったら添加物になるとは、とてもおかしい考え。国民の食の安全、子ども達の未来の為に、残留基準の緩和は止めて頂きたい。 政府、行政の人たちにも、大切な家族、子供がいると思う。そんな大切な人たちに、こうした農薬や食品添加物を食べさせられるだろうか？ どうか、昨今の日本において、農薬や添加物の規制緩和の流れを止めてほしい。国民、そして、一人の親としての願いである。</p>	<p>【回答10】 農薬の残留基準設定や食品添加物の規制については【回答1】を御参照ください。</p>
11	<p>【意見12】 基準値を上げることに反対する。除草剤の使用した飼料を食べた鳥、豚、牛の肉、それ以外の動物に入った食品は食べたくないし、食べさせる事は断じて許せない。農薬、除草剤の使用により、環境破壊を起こす。地下水に入れば水が汚染される。人間の口に入れば、病気を増やす。健康被害を助長する事はやめてほしい。厚労省の官僚は憲法擁護義務、憲法13条、25条を遵守義務違反をし、人権侵害甚だしい。国民の命を守る義務があるのにしないのは不作為による殺人行為に値する。これ以上、国民の命を脅かす事はすべきではない。2人に1人は癌になるのは、そうした食に関する事を国が重視していないからだ。安全、安心な食品を国民に供与する努力をすることを要望する。</p>	<p>【回答11】 農薬の残留基準設定等については【回答1】を御参照ください。 なお、農業従事者への影響、水質や水生生物などの環境への影響、周辺の農作物などの有用生物への影響等については、農林水産省が農薬登録の際に考慮しているものと承知しています。</p>
12	<p>【意見12】 ・日本で登録されている農薬（殺菌剤、抗生物質含む）の種類、成分数はダントツの世界一と理解している</p>	<p>【回答12】 農薬の残留基準設定等については【回答1】を御参照ください。</p>

<p>が、まずはその数字を他国のものも含めて明らかにしていただきたい。その数字をごらんになった上で、農薬の総種類数規制、総量規制の必要性を感じられるかどうかを答えてほしい。</p> <p>また、複数の農薬の複合影響を確認する必要性についての見解もお願いしたい。</p> <p>・100の安全係数で除しているから、リスクはないとみなされているようだが、これほど多くの種の農薬や添加物、遺伝子組み換え品が認められている日本では、安全係数100では不十分ではないのではないか？リスクを最小化するために1000にすべきではないだろうか？</p>	<p>国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) やJECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>また、内閣府食品安全委員会における一日摂取許容量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARfD) の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差 (人種、健康状態、生活状況、年齢等) を考慮して安全係数100を除いて決めているものと承知しています。</p>
--	--